

◇検認がはじまります◇

**配偶者および~~18歳~~23 歳以上の被扶養者が
いる方、『証明書』をご準備ください！**

Pep Up を活用してWEB（専用の WEB やアプリ）でご提出いただきます。

Pep UP の未登録の方は、事前に登録をお願いいたします。

提出方法につきましては、対象の方へ別途ご案内いたします。

<配偶者の場合>

健康保険組合で事前に被扶養配偶者の所得を確認します。

被扶養配偶者の**収入が115万円以上の方、確定申告をされた方**については、次の①または②の書類を提出してください。

① **通勤交通費の額がわかる書類**（雇用契約書、給与明細 令和7年1月～令和7年12月分など）

※非課税交通費も収入の対象です。

② **被扶養配偶者の確定申告書の写し**

<子どもの場合>

23歳以上60歳未満の方は就労可能な年齢にあり、被扶養者になるためには書類の提出により就労できない状態にあることを証明し、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告する必要があります。**就労できない状態の場合は**、次の該当する書類を提出してください。

① 学生（全日制）、予備校生（全日制）の場合は、**在学証明書または有効期限の記載がある学生証の写し**など

② 予備校に通わず在宅で再受験を目指す場合は、**1年以内に受験したことがわかる書類**など

③ 働けない状態であることを証明する**診断書（就労不能であることが記載されているもの）**

④ 障害のため働けない場合は、**障害者手帳もしくは療育手帳の写し**

※令和7年度税制改正において、**19歳以上23歳未満の特定扶養控除の要件見直し等**が行われたことを踏まえ、**整合性を図る観点から『19歳以上23歳未満の被扶養者』は150万円未満を認定基準とする。**

<父母、その他の場合>

次に該当する場合、該当する書類を提出してください。

① 23歳以上60歳未満の方で就労できない状態の場合は、その**証明書**（<子どもの場合>を参照）

② 別居の場合は、**送金額が証明できる書類の写し（直近連続6ヶ月以上）**

■お願い■ この掲載書類のみでは状況証明ができない場合は、これ以外の書類が必要なケースがありますので、予めご理解願います。 <参照>扶養認定Q&Aは、下記に掲載しております。掲示板（けんぽ～家族を扶養するとき）

お問合せ先：関西ペイント健康保険組合（扶養認定係） 電話 06-4965-3128